



証券コード：8045

第84回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2020年6月26日（金曜日）午前10時

開催場所 神奈川県横浜市西区高島2丁目13番12号
崎陽軒本店5階

議 案 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

目 次

第84回定時株主総会招集ご通知……………	1
(提供書面)	
事業報告……………	2
連結計算書類……………	16
計算書類……………	24
監査報告……………	31
議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類…	37

*昨年まで株主総会時にお土産をご用意しておりましたが、諸般の事情により、本総会より廃止させていただくこととなりました。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

横浜丸魚株式会社

株 主 各 位

証券コード 8045

2020年6月8日

神奈川県横浜市神奈川区山内町1番地

横浜丸魚株式会社

代表取締役社長 芦澤 豊

第84回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第84回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染が拡大していることを踏まえまして、株主様の安全確保及び感染拡大防止のため、株主様には可能な限り、本株主総会当日のご来場はお控えいただき、後記の議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類をご検討のうえ、同封の委任状用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、ご送付くださいますようお願い申し上げます。また、本株主総会にご来場される株主様におかれましては、マスクの着用など、感染防止対策へのご協力をお願い申し上げます。併せて、本株主総会会場におきまして、当社の判断に基づき、安全確保及び感染拡大防止のために必要な体温計測、消毒のお願い、会場入室制限等の措置を講じる場合もございますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2020年6月26日（金曜日）午前10時						
2 場 所	神奈川県横浜市西区高島2丁目13番12号 崎陽軒本店5階						
3 株主総会の目的事項	<table><tr><td>報告事項</td><td>1. 第84期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第84期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 計算書類報告の件</td></tr><tr><td>決議事項</td><td>第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役8名選任の件 第3号議案 監査役3名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件</td></tr><tr><td colspan="2">各議案の概要は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」（37～46頁）に記載のとおりであります。</td></tr></table>	報告事項	1. 第84期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第84期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 計算書類報告の件	決議事項	第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役8名選任の件 第3号議案 監査役3名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件	各議案の概要は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」（37～46頁）に記載のとおりであります。	
報告事項	1. 第84期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第84期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 計算書類報告の件						
決議事項	第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役8名選任の件 第3号議案 監査役3名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件						
各議案の概要は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」（37～46頁）に記載のとおりであります。							

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
なお、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト（アドレス <http://www.yokohama-maruo.co.jp>）

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、個人消費が持ち直し雇用情勢が安定してきている中で、緩やかな景気回復が続いておりましたが、第2四半期以降は消費税増税が個人消費に影響を及ぼしたことに加え、記録的な暖冬で季節需要の落ち込みが響いたほか、海外経済の減速に伴う製造業の低迷が関連業種へと波及いたしました。また、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大し、国内では旅館・ホテルや輸出・生産関連などを中心に影響が表れ、急激な景気悪化をもたらしました。この新型コロナウイルス感染症の終息時期が不透明なことから、今後の経済に対する不安感を高めて推移いたしました。

世界情勢を概観しますと、米中貿易摩擦や日韓関係の悪化、中東地域情勢などが懸念材料となることに加え、地域や気候条件を問わず拡大している新型コロナウイルス感染症が、全世界に混乱をもたらし、未曾有の混迷状況で推移いたしました。

当社グループの中核事業であります水産物卸売事業におきましては、海洋環境の変化に伴う大幅な漁獲量の減少が取引価格の高騰につながったことに加え、相次いで襲来いたしました激甚災害指定の大型台風が集荷に大きな影響を及ぼし、厳しい事業環境で推移いたしました。

このような状況の下、当社グループは、中期経営計画「MMプラン4th Stage」の最終年度として、神奈川エリアを中心とした水産物流通システムの構築を実現すべく、グループの再編や合理化によってグループ丸の体制を構築し、邁進してまいりましたが、一部でその成果が出たものの、次のステージとなります第5次中期経営計画へ課題を残す結果にいたしました。

この結果、当社グループの当連結会計年度の連結業績は、

売上高	468億12百万円（前連結会計年度比 5.7%減）
経常利益	2億12百万円（前連結会計年度比 51.0%減）
親会社株主に帰属する当期純利益	82百万円（前連結会計年度比 79.7%減）

となりました。

	第83期 (2019年3月期)	第84期 (2020年3月期)	前連結会計年度比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	49,634	46,812	△2,821	5.7%減
経常利益	433	212	△221	51.0%減
親会社株主に帰属する当期純利益	407	82	△324	79.7%減

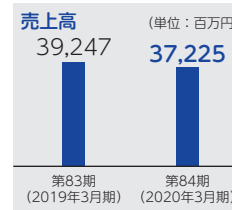
セグメント別の状況は、以下のとおりであります。

水産物卸売事業

売上高
37,225百万円
(前連結会計年度比5.2% 減)

当社グループの中核事業が位置する水産物卸売事業におきましては、海洋資源の保護や、自然災害、海洋環境の変化による漁獲量の減少と海外の水産物消費需要の高まりにより、仕入れコストが上昇したことに加え、売上債権の回収が困難となる可能性が生じたことによる貸倒引当金の積み増しが販売コストに影響し、さらには新型コロナウイルス感染症の感染拡大による外食産業低迷の影響からも、業績は厳しい環境のまま推移いたしました。

この結果、水産物卸売事業の売上高は372億25百万円（前連結会計年度比5.2%減）となり、営業損失は209百万円（前連結会計年度営業損失16百万円）となりました。

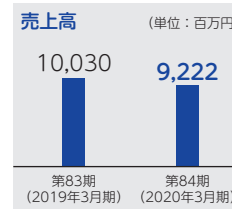


水産物販売事業

売上高
9,222百万円
(前連結会計年度比8.1% 減)

当社グループの中央卸売市場及び地方卸売市場以外における水産物販売事業におきましては、消費者の節約志向は依然として継続する中、当社グループの中期経営計画「MMプラン4th Stage」の取組みにより効率的なグループ仕入の構築が継続したものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の懸念から、観光産業、外食産業が大きく低迷したことで、業績は厳しい環境のまま推移いたしました。

この結果、水産物販売事業の売上高は92億22百万円（前連結会計年度比8.1%減）となり、営業利益は54百万円（前連結会計年度比44.9%減）となりました。



不動産等賃貸事業

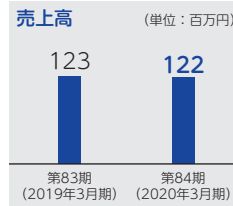
売上高

122百万円

(前連結会計年度比0.6% 減)

不動産等賃貸事業におきましては、管理賃貸物件の変動はなく、年間を通して安定的に稼働いたしましたが、台風被害による一過性の修繕費が発生いたしました。

この結果、不動産等賃貸事業の売上高は1億22百万円（前連結会計年度比0.6%減）となり、営業利益は87百万円（前連結会計年度比0.1%減）となりました。



運送事業

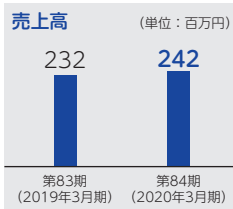
売上高

242百万円

(前連結会計年度比4.1% 増)

当社グループの水産物流通を補完する運送事業におきましては、当社グループの中核事業であります水産物卸売事業の取扱高の減少があったものの、新規車両による稼働率が上昇いたしました。

この結果、運送事業の売上高は2億42百万円（前連結会計年度比4.1%増）となり、営業利益は18百万円（前連結会計年度比17.4%増）となりました。



② 設備投資の状況

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

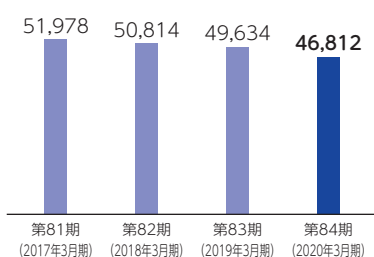
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

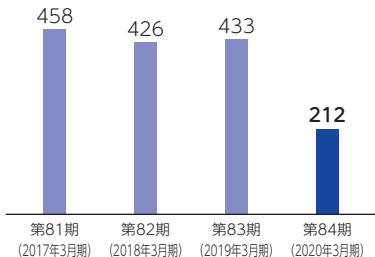
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

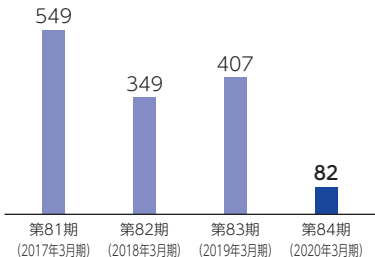
売上高 (単位：百万円)



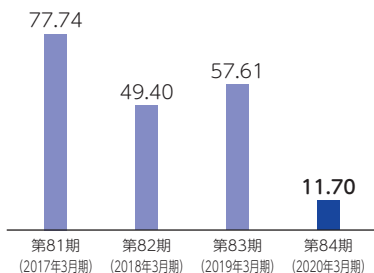
経常利益 (単位：百万円)



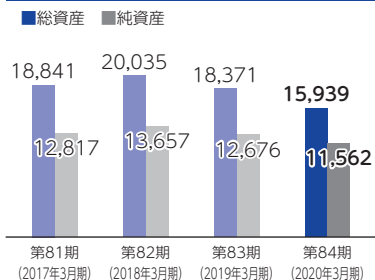
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



		第81期 (2017年3月期)	第82期 (2018年3月期)	第83期 (2019年3月期)	第84期 (当連結会計年度 (2020年3月期))
売上高	(百万円)	51,978	50,814	49,634	46,812
経常利益	(百万円)	458	426	433	212
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	549	349	407	82
1株当たり当期純利益	(円)	77.74	49.40	57.61	11.70
総資産	(百万円)	18,841	20,035	18,371	15,939
純資産	(百万円)	12,817	13,657	12,676	11,562

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金（千円）	当社の出資比率（％）	主要な事業内容
株式会社ハンスイ	97,500	100.0	水産物販売事業
川崎丸魚株式会社	50,000	51.0	水産物卸売事業
館山丸魚株式会社	25,000	100.0	水産物販売事業
株式会社横浜魚市場運送	10,000	100.0	運送事業

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、個人消費の落ち込みや生産活動の停滞など、国内経済全体が大きく減速することが懸念されます。

水産物流通業界におきましても、緊急事態宣言の発出による外出自粛要請や飲食店の営業活動縮小に伴い、水産物需要が大きく減少し、厳しい経営環境が続くものと予想されます。

このような状況下において、当社グループは取引先ならびに従業員の安全を最優先に、新型コロナウイルス感染症拡大の防止に努めるとともに、社会的責任であります水産物の安定供給に取り組んでまいります。

また、2020年度から2022年度まで3ヵ年の新中期経営計画「第5次中期経営計画」を策定し、～Challenge 2023 令和新時代への再挑戦～をスローガンに、3年後のあるべき姿に到達できるよう、「顧客密着型営業の展開」及び「プロフェッショナル人財の輩出」の2つを最重要戦略として、当社グループの総力を挙げ持続的な成長と発展に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも何卒ご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループは、当社及び子会社4社で構成され、中央卸売市場及び地方卸売市場における水産物卸売事業を中核事業とし、量販店及び外食産業等へ販売する水産物販売事業、さらに賃貸マンション等の不動産等賃貸事業及び運送事業等を行っております。

セグメント	事業の内容
水産物卸売事業	横浜市及び川崎市中央卸売市場並びに川崎市地方卸売市場において、水産物卸売事業を行っております。
水産物販売事業	中央卸売市場等から仕入れた水産物を、量販店及び外食産業等へ販売する事業を行っております。
不動産等賃貸事業	賃貸マンション等の不動産賃貸の事業を行っております。
運送事業	水産物の運送等の事業を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2020年3月31日現在)

横浜丸魚株式会社	本 社	横浜市神奈川区
	川崎北部支社	川崎市宮前区
川崎丸魚株式会社（子会社）	本 社	川崎市幸区
株式会社ハンスイ（子会社）	本 社	横浜市瀬谷区
	湘 南 支 店	神奈川県小田原市
	三 多 摩 支 店	東京都八王子市
館山丸魚株式会社（子会社）	本 社	千葉県館山市
株式会社横浜魚市場運送（子会社）	本 社	横浜市神奈川区

(7) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
191 (82) 名	△2 (±0) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、有期契約社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
107 (26) 名	+2 (±0) 名	40.9歳	17.0年

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、有期契約社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 使用人数には、当社から社外への出向者（22名）を除いております。

(8) 主要な借入先の状況（2020年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況**(1) 株式の状況**（2020年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 29,298,000株
- ② 発行済株式の総数 7,261,706株（自己株式194,572株含む）
- ③ 株主数 884名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
マルハニチロ株式会社	631	8.94
UNEARTH INTERNATIONAL LIMITED	584	8.26
株式会社極洋	413	5.85
浜銀ファイナンス株式会社	327	4.63
株式会社横浜銀行	322	4.55
株式会社岡三証券グループ	252	3.56
東都水産株式会社	210	2.97
横浜冷凍株式会社	207	2.94
株式会社ニチレイフレッシュ	194	2.74
株式会社八丁辛	152	2.15

(注) 1. 当社は自己株式を194,572株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式（194,572株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2020年3月31日現在）

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2020年3月31日現在）

氏名	会社における地位、担当及び重要な兼職の状況	
芦澤 豊	代表取締役社長	
橋本 和弘	専 務 取 締 役	川崎北部支社長 川崎丸魚株式会社代表取締役社長
松尾 昌彦	常 務 取 締 役	本社営業担当
石川 和宏	常 務 取 締 役	総務担当
山田 信人	取締役執行役員	本社営業管理部長
太田 嘉雄	取 締 役（非常勤）	横浜振興株式会社代表取締役社長 株式会社朋栄取締役会長 工藤建設株式会社社外取締役
堀 晶子	取 締 役（非常勤）	弁護士
成田 秀昭	監 査 役（常 勤）	
多紀 知彦	監 査 役（常 勤）	
牛嶋 素一	監 査 役（非常勤）	株式会社アルプス技研顧問
栗山 治	監 査 役（非常勤）	マルハニチロ株式会社取締役専務執行役員

- (注) 1. 取締役太田 嘉雄氏及び堀 晶子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役牛嶋 素一氏及び栗山 治氏は、社外監査役であります。
3. 取締役太田 嘉雄氏は、2019年11月1日付で横浜振興株式会社の代表取締役社長に就任いたしました。
4. 監査役成田 秀昭氏は、長年にわたり当社の経理部門に在籍し、経理・財務に携わってきた経験により、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役牛嶋 素一氏は、金融機関での長年の業務があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役太田 嘉雄氏、堀 晶子氏及び監査役牛嶋 素一氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
7. 社外取締役及び社外監査役の他の法人等の兼職状況及び当社と当該兼職先との関係は、後記の「④ 社外役員に関する事項」に記載しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役太田 嘉雄氏及び社外取締役堀 晶子氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

③ 当事業年度における取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員 (名)	支給額 (百万円)
取締役 (うち社外取締役)	7 (2)	80 (5)
監査役 (うち社外監査役)	4 (2)	27 (4)
合計 (うち社外監査役)	11 (4)	107 (9)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第70回定時株主総会において年額161百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第70回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役太田 嘉雄氏は、横浜振興株式会社の代表取締役社長及び株式会社朋米の取締役会長、さらには工藤建設株式会社の社外取締役に兼務しております。当社と横浜振興株式会社、株式会社朋米及び工藤建設株式会社との間には、特別な関係はありません。
- ・監査役牛嶋 素一氏は、株式会社アルプス技研の顧問を兼務しております。当社と株式会社アルプス技研との間には、特別な関係はありません。
- ・監査役栗山 治氏は、マルハニチロ株式会社の取締役専務執行役員を兼務しております。なお、当社はマルハニチロ株式会社との間に製品販売の取引関係があります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（17回開催）		監査役会（13回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 太田 嘉雄	16回	94.1%	—	—
取締役 堀 晶子	13回	100.0%	—	—
監査役 牛嶋 素一	17回	100.0%	13回	100.0%
監査役 栗山 治	14回	82.4%	11回	84.6%

(注) 取締役堀 晶子氏は、2019年6月27日就任以来開催の取締役会13回に対する出席回数、出席率を表示しております。

- ・取締役会及び監査役会における発言状況

取締役 太田 嘉雄	他社での豊富な企業経営経験と高い見識から、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 堀 晶子	弁護士としての専門的見地から、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 牛嶋 素一	長年にわたる企業経営の経験を生かし、取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
監査役 栗山 治	企業経営の豊富な経験と実績を生かし、取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任監査法人トーマツ
- ② 報酬等の額

有限責任監査法人トーマツ	支払額（千円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額（注）	26,850
当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	31,850

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の有限責任監査法人トーマツから説明を受けた当事業年度の監査計画に係る監査時間・配置計画から見積もられた報酬額の算出根拠等について、監査業務と報酬との対応関係が詳細かつ明瞭であることから、合理的なものであると判断し、同意いたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は有限責任監査法人トーマツに対して、収益認識に関する会計基準の適用による会計方針の検討に関する助言・指導についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任に関する議案の内容を決定いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

会社計算規則第131条に定める会計監査人の職務の遂行に関する事項について、職務の遂行が適正に実施されることが確保できないと判断したときは、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定します。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

2015年7月23日開催の取締役会において、当社及びその子会社が「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正性を確保するための体制」の整備に関する基本方針を一部改定する決議をいたしました。改定後の概要は次のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及びその子会社（以下、当社グループという）は、「横浜丸魚株式会社経営理念」及びコンプライアンスに関わる規程を整備し、倫理法令遵守に必要な体制を構築しております。財務諸表の作成にあたり、財務担当役員、監査役及び会計監査人の間で主要な会計方針等の事前協議を行っており、財務諸表をはじめとした証券関係法令等に基づく企業情報の開示については、規程に基づく必要な手続きを経たうえ、取締役会等において決定しております。また、内部監査部門により、法令及び規程等への適合性について、当社グループの業務全般を対象に監査を行っております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書又は管理情報の保存及び管理の方法を定めた規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を記録し、保存及び管理しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、業務執行取締役、執行役員及び各部門責任者が担当業務に関するリスク管理を行い、適宜に常設又は臨時の会議体で関係組織の責任者にその状況を報告することにより、リスクの現実化の未然防止と発生時の迅速な対処を可能としております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、規程に基づく意思決定ルール及び職務権限の整備並びに取締役会による中期経営方針及び事業計画の策定のほか、取締役及び執行役員等で構成する会議体の設置等により、取締役の職務執行の効率化を図っております。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループの内部統制システムの運用については、各部門責任者の責任のもと各部門が自律的にマネジメントを行っております。

総務部門は、会社全体の内部統制システムの構築・運用を企画・推進いたします。

社員は、法令及び規程を遵守し、適正に職務を行う義務を負います。法令違反行為等を行った社員については、就業規則に基づき懲戒処分を行っております。

社員及びその家族、請負先社員等から業務遂行上のリスクに関する相談・通報を受け付ける内部通報制度を設置・運用いたします。

法令及び規程遵守のための定期的な講習会の実施やマニュアルの作成・配布等、社員に対する教育体制を整備・充実いたします。

⑥ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループは、「横浜丸魚株式会社経営理念」に基づき、各社の事業特性を踏まえつつ、事業戦略を共有し、グループ体となった経営を行っております。当社取締役、部門責任者及び子会社社長は、業務運営方針等を社員に対し周知・徹底いたします。

また、子会社に企業倫理担当役員を設置し、経営幹部に関わる問題自体を当社に適時報告することとしており、当社は必要な指導等を行っております。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務遂行を補助する専任の使用人を置いた場合、その使用人の人事異動、評価等について監査役会に事前に説明し、その意見を尊重し対処いたします。

⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助する使用人には、会社の業務執行に係る職務を兼務させず、取締役からの独立性を高めるとともに、当該使用人に対する監査役の指示の実効性確保に努めております。

⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、監査役の職務の遂行に必要なものとして求められた事項について、速やかに監査役または監査役会に報告を行っております。

また、監査役に報告を行ったことを理由として不利な取扱いを一切行わないこととし、その旨を周知徹底しております。

⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行のために必要な費用又は債務を会社に対して請求したときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用を負担しております。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役からの求めに応じて、代表取締役は監査役との定期的な意見交換の場に出席し、適時に重要な情報を共有できるようにしております。また、当社グループの取締役及び使用人は、監査役からの求めに応じて、常に現状よりも効果的な報告に関する体制の構築に努めております。

⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、金融商品取引法の定めに従って、健全な内部統制環境の保持に努めております。また、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適正な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保いたします。

⑬ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社グループは、反社会的勢力排除に向けた体制を構築し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、また、不当な要求に対しては、断固としてこれを拒否いたします。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	6,697
現金及び預金	2,745
受取手形及び売掛金	3,326
商品及び製品	1,136
その他	113
貸倒引当金	△624
固定資産	9,242
有形固定資産	2,918
建物及び構築物	1,118
土地	1,626
リース資産	97
その他	76
無形固定資産	215
ソフトウェア	203
その他	11
投資その他の資産	6,107
投資有価証券	6,017
長期貸付金	6
破産更生債権等	294
その他	52
貸倒引当金	△263
資産合計	15,939

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	2,557
支払手形及び買掛金	2,227
リース債務	29
未払法人税等	7
賞与引当金	51
その他	242
固定負債	1,819
リース債務	76
繰延税金負債	971
退職給付に係る負債	526
資産除去債務	25
その他	218
負債合計	4,377
(純資産の部)	
株主資本	9,436
資本金	1,541
資本剰余金	402
利益剰余金	7,599
自己株式	△107
その他の包括利益累計額	2,123
その他有価証券評価差額金	2,123
非支配株主持分	1
純資産合計	11,562
負債純資産合計	15,939

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで) (単位：百万円)

科目	金額
売上高	46,812
売上原価	43,430
売上総利益	3,382
販売費及び一般管理費	3,429
営業損失	47
営業外収益	263
営業外費用	3
経常利益	212
特別利益	0
固定資産売却益	0
特別損失	100
固定資産除却損	12
減損損失	88
税金等調整前当期純利益	111
法人税、住民税及び事業税	11
法人税等調整額	0
当期純利益	98
非支配株主に帰属する当期純利益	15
親会社株主に帰属する当期純利益	82

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年4月1日 残高	1,541	402	7,602	△107	9,439
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△84		△84
親会社株主に帰属する当期純利益			82		82
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	△2	－	△2
2020年3月31日 残高	1,541	402	7,599	△107	9,436

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
2019年4月1日 残高	3,252	3,252	△14	12,676
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△84
親会社株主に帰属する当期純利益				82
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	△1,128	△1,128	15	△1,112
連結会計年度中の変動額合計	△1,128	△1,128	15	△1,114
2020年3月31日 残高	2,123	2,123	1	11,562

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 4社
- ・ 主要な連結子会社の名称 株式会社ハンスイ
川崎丸魚株式会社
館山丸魚株式会社
株式会社横浜魚市場運送

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

・ 時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。なお、債券のうち「取得原価」と「債券金額」との差額の性格が金利の調整と認められるものについては、償却原価法（定額法）によっております。

・ 時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

・ 商品及び製品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

・ 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

・ その他の無形固定資産

定額法によっております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等は、財務内容評価法によっております。
- ロ. 賞与引当金 従業員に対する賞与支給に備えて、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

- イ. 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。
- ロ. 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

有形固定資産の減価償却累計額 1,535百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	7,261千株	－千株	－千株	7,261千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	194千株	－千株	－千株	194千株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2019年6月27日開催の第83回定時株主総会決議による配当に関する事項

- イ. 配当金の総額 84百万円
- ロ. 1株当たり配当額 12円
- ハ. 基準日 2019年3月31日
- ニ. 効力発生日 2019年6月28日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

2020年6月26日開催の第84回定時株主総会において、次の議案を付議する予定であります。

普通株式の配当に関する事項

- | | |
|-------------|------------|
| イ. 配当金の総額 | 84百万円 |
| ロ. 1株当たり配当額 | 12円 |
| ハ. 基準日 | 2020年3月31日 |
| ニ. 効力発生日 | 2020年6月29日 |

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主として短期的な預金等で資金運用しており、一時的な余剰資金については、安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、原則として1ヶ月以内の回収を基本としております。当該リスクに関しては、債権管理部署において取引先ごとに期日及び残高管理を行い、回収遅延の恐れがあるときは適切な処理を取るようしております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や財政状態を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

営業債務及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループの基本方針として所要資金を自己資金で賄うこととし、グループ各社の必要資金は親会社である当社からの貸付により融通しており、その資金供給源である当社において手許流動性を高水準に保つことによりリスクを回避しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（(注) 2. 参照）

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,745	2,745	—
(2) 受取手形及び売掛金	3,326	3,326	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	5,760	5,760	—
資産計	11,832	11,832	—
支払手形及び買掛金	2,227	2,227	—
負債計	2,227	2,227	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格及び日本証券業協会の公表価格によっております。

なお、保有しているその他有価証券の種類ごとの取得原価または償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	種類	取得原価または償却原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表 計上額が取得原価 または償却原価を 超えるもの	(1) 株式	2,471	5,555	3,084
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
連結貸借対照表 計上額が取得原価 または償却原価を 超えないもの	(1) 株式	86	71	△15
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	100	99	△0
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	42	34	△7
合計		2,700	5,760	3,060

負債

支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額256百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	2,745	—	—	—
受取手形及び売掛金	3,326	—	—	—
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
債券（社債）	—	—	99	—
合計	6,071	—	99	—

5. 賃貸等不動産に関する注記

当社は、神奈川県内に、賃貸オフィス及び賃貸住宅を所有しております。これらの賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は次のとおりであります。

(単位：百万円)

用途	連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
オフィスビル	24	△0	24	19
住宅	1,872	△27	1,845	1,918
合計	1,897	△27	1,869	1,938

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度増減額のうち、主な減少額は次のとおりであります。
- 減少額 減価償却費27百万円
3. 当連結会計年度末の時価は、対象資産の重要性が乏しいため「直近の取得価額」及び「固定資産評価額」を基礎とし、合理的に算定した金額であります。

6. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,635円85銭
- (2) 1株当たり当期純利益 11円70銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	5,304
現金及び預金	1,798
売掛金	3,144
商品及び製品	829
前払費用	4
その他	131
貸倒引当金	△604
固定資産	9,399
有形固定資産	2,653
建物	956
構築物	3
機械及び装置	14
車両運搬具	2
工具、器具及び備品	49
土地	1,626
無形固定資産	205
ソフトウェア	196
その他	8
投資その他の資産	6,541
投資有価証券	6,001
関係会社株式	468
長期貸付金	5
破産更生債権等	289
出資金	10
その他	22
貸倒引当金	△257
資産合計	14,704

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	1,924
受託販売未払金	157
買掛金	1,551
未払金	130
未払法人税等	4
未払費用	23
預り金	15
賞与引当金	36
その他	5
固定負債	1,613
繰延税金負債	971
退職給付引当金	434
長期未払金	32
資産除去債務	20
長期預り保証金	154
負債合計	3,537
(純資産の部)	
株主資本	9,039
資本金	1,541
資本剰余金	376
資本準備金	376
利益剰余金	7,228
利益準備金	385
その他利益剰余金	6,842
圧縮記帳積立金	170
事業再編積立金	36
施設整備積立金	200
別途積立金	6,250
繰越利益剰余金	185
自己株式	△107
評価・換算差額等	2,127
その他有価証券評価差額金	2,127
純資産合計	11,166
負債純資産合計	14,704

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

議決権の代理行使の
勧誘に関する参考書類

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	38,306
売上原価	36,196
売上総利益	2,110
販売費及び一般管理費	2,275
営業損失	165
営業外収益	272
営業外費用	1
経常利益	105
特別利益	0
固定資産売却益	0
特別損失	100
固定資産除却損	12
減損損失	88
税引前当期純利益	4
法人税、住民税及び事業税	△19
法人税等調整額	△0
当期純利益	24

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本											
	資本金	資本剰余金			利益剰余金						自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金合計	
						圧縮記帳積立金	事業再編積立金	施設整備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
2019年4月1日残高	1,541	376	376	385	171	50	200	5,950	532	7,289	△107	9,099
事業年度中の変動額												
圧縮記帳積立金の取崩し					△0				0	－		－
事業再編積立金取崩し						△13			13	－		－
別途積立金の積立								300	△300	－		－
剰余金の配当									△84	△84		△84
当期純利益									24	24		24
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）												
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	△0	△13	－	300	△347	△60	－	△60
2020年3月31日残高	1,541	376	376	385	170	36	200	6,250	185	7,228	△107	9,039

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	純資産合計
2019年4月1日残高	3,252	12,351
事業年度中の変動額		
圧縮記帳積立金の取崩し		
事業再編積立金取崩し		
別途積立金の積立		
剰余金の配当		△84
当期純利益		24
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△1,124	△1,124
事業年度中の変動額合計	△1,124	△1,185
2020年3月31日残高	2,127	11,166

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

・時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。なお、債券のうち「取得原価」と「債券金額」との差額の性格が金利の調整と認められるものについては、償却原価法（定額法）によっております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品及び製品

個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

・その他の無形固定資産

定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等は、財務内容評価法によって計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えて、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

② 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

有形固定資産の減価償却累計額 1,085百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権 718百万円

② 短期金銭債務 16百万円

(3) 取締役及び監査役に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

長期金銭債務 32百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 営業取引の取引高

売上高 4,150百万円

仕入高 59百万円

その他営業取引高 105百万円

(2) 営業取引以外の取引高 14百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	194千株	－千株	－千株	194千株

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は次のとおりであります。

(繰延税金資産)	
貸倒引当金	263百万円
長期未払金	9百万円
退職給付引当金	132百万円
賞与引当金	11百万円
固定資産減損	121百万円
株式評価損	37百万円
資産除去債務	6百万円
繰越欠損金	80百万円
その他	2百万円
繰延税金資産小計	665百万円
評価性引当額	△623百万円
繰延税金資産合計	42百万円
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	△936百万円
有価証券譲渡損	△0百万円
有形固定資産（資産除去債務分）	△0百万円
圧縮記帳積立金	△75百万円
繰延税金負債合計	△1,013百万円
繰延税金資産（負債）純額	△971百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった項目別の内訳は次のとおりであります。

法定実効税率	30.57%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	62.84%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△368.59%
評価性引当額	△363.88%
評価性引当額（地方税のみ）	126.13%
住民税均等割額	85.66%
その他	△9.14%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△436.41%

6. 企業結合に関する注記

該当事項はありません。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社ハンスイ	所有 直接100.0%	商品の販売 役員の兼任	商品の販売	3,211	売掛金	428
子会社	川崎丸魚株式会社	所有 直接 51.0%	商品の販売 役員の兼任	商品の販売	585	売掛金	254

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 取引条件は、市場の実勢価格で決定しております。

2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,580円07銭

(2) 1株当たり当期純利益 3円40銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

横浜丸魚株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
横 浜 事 務 所
指定有限責任社員 公認会計士 三 澤 幸之助 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 澤 田 修 一 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、横浜丸魚株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、横浜丸魚株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

横浜丸魚株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
横 浜 事 務 所
指定有限責任社員 公認会計士 三 澤 幸之助 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 澤 田 修 一 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、横浜丸魚株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第84期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等並びに会計監査人からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は、相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月19日

横浜丸魚株式会社 監査役会

常勤監査役 成田 秀 昭 印

常勤監査役 多 紀 知 彦 印

社外監査役 牛 嶋 素 一 印

社外監査役 粟 山 治 印

以 上

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者

横浜丸魚株式会社
代表取締役社長 芦澤 豊

2. 議案及び参考事項

第1号議案

剰余金処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、経営体質の強化と安定配当の維持等を総合的に勘案して、下記のとおりといたしたいと存じます。

なお、普通配当といたしまして、1株当たり12円とさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭といたします。
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき、金 12円 配当総額 84,805,608円
剰余金の配当が効力を生じる日	2020年6月29日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

経営環境の変化に対応した資本政策の機動性を確保するため、会社法第452条の規定に基づき、別途積立金の取崩しを行い、繰越利益剰余金に振り替えたいと存じます。

減少する剰余金の項目とその額	別途積立金 100,000,000円
増加する剰余金の項目とその額	繰越利益剰余金 100,000,000円

第2号議案

取締役8名選任の件

取締役7名全員が本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、一層の経営基盤の強化・充実を図るため取締役を1名増員いたしたく、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名		当社における地位	
1	あしざわ 芦澤	ゆたか 豊	代表取締役社長	再任
2	はしもと 橋本	かずひろ 和弘	専務取締役 川崎北部支社長	再任
3	まつお 松尾	まさひこ 昌彦	常務取締役 本社営業担当	再任
4	いしかわ 石川	かづひろ 和宏	常務取締役 総務担当	再任
5	やまだ 山田	のぶひと 信人	取締役執行役員 本社営業管理部長	再任
6	しばはら 柴原	てつ 哲	執行役員川崎北部支社 営業二部長兼マーケティング部長	新任
7	おおた 太田	よしお 嘉雄	社外取締役	再任 社外 独立
8	ほり 堀	しょうこ 晶子	社外取締役	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者
番 号

1

再 任

あし ざわ
芦澤

ゆたか
豊

(1952年2月22日生)

所有する当社の株式数…… 25,400株
在任年数…………… 12年
取締役会出席状況…………… 17/17回

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1974年 4 月	当社入社	2009年 4 月	当社専務取締役管理統括
2003年 4 月	当社執行役員本社管理担当補佐	2011年 6 月	株式会社ハンスイ代表取締役社長
2004年 4 月	当社執行役員財務担当補佐	2013年 6 月	同社取締役会長
2005年 4 月	当社執行役員本社管理担当補佐	2013年 6 月	当社専務取締役管理統括
2006年 6 月	当社取締役執行役員本社総務担当	2016年 6 月	当社代表取締役社長（現職）
2007年 6 月	当社専務取締役総務担当		現在に至る

取締役候補者とした理由

当社及び横浜丸魚グループ会社の取締役として長年に亘りグループ全体の指揮を執り、経営の先頭に立って企業価値の向上に貢献してまいりました。その豊富な経験と見識は、当社グループにおける持続的な企業価値向上に必要不可欠なため、取締役候補者いたしました。

候補者
番 号

2

再 任

はし もと
橋本

かず ひろ
和弘

(1955年10月17日生)

所有する当社の株式数…… 31,400株
在任年数…………… 14年
取締役会出席状況…………… 17/17回

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1974年 4 月	当社入社	2013年 6 月	当社専務取締役グループ統括・営業統括
2003年 4 月	当社執行役員本社営業担当補佐	2014年 6 月	当社専務取締役営業統括
2005年 6 月	当社専務執行役員本社営業担当	2016年 6 月	当社専務取締役グループ統括
2006年 6 月	当社取締役執行役員本社営業担当	2018年 1 月	川崎丸魚株式会社代表取締役社長（現職）
2007年 6 月	当社専務取締役本社営業担当	2019年 4 月	当社専務取締役川崎北部支社長（現職）
2009年 4 月	当社専務取締役営業統括		現在に至る
2011年 6 月	当社専務取締役グループ統括		

取締役候補者とした理由

既成概念に左右されない視点と実行力により、当社の企業価値向上に大きく貢献してまいりました。その経験と見識による事業運営への提言、ならびに経営の監督を的確に遂行できる人材と判断したため、取締役候補者いたしました。

候補者
番 号

3

再 任

まつ お
松尾 昌彦 (1959年9月6日生)

所有する当社の株式数…… 21,700株
在任年数…………… 10年
取締役会出席状況…………… 17/17回

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)			
1983年 4 月	当社入社	2014年 4 月	当社取締役執行役員 本社マーケティング部長
2007年 7 月	当社執行役員本社営業二部長	2014年 6 月	当社常務取締役営業副統括 兼本社マーケティング部担当
2009年 4 月	当社執行役員本社営業一部長	2016年 6 月	当社常務取締役営業統括
2010年 6 月	当社取締役執行役員本社営業一部長	2019年 4 月	当社常務取締役本社営業担当（現職） 現在に至る
2011年 4 月	当社取締役執行役員 本社マーケティング部長		
2012年 4 月	当社取締役執行役員本社営業二部長		

取締役候補者とした理由

営業二部にて業務経験を積み、営業一部、二部、マーケティング部の各部署にて要職を担い、幅広い分野で当社の発展に貢献してまいりました。当社取締役としてその多様な経験を活かし、職務を適切に遂行できる人材と判断したため、取締役候補者いたしました。

候補者
番 号

4

再 任

いし かわ
石川 和宏 (1960年12月15日生)

所有する当社の株式数…… 9,600株
在任年数…………… 7年
取締役会出席状況…………… 17/17回

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)			
1985年 4 月	当社入社	2015年 4 月	当社取締役執行役員本社営業管理部長
2011年 4 月	当社執行役員本社営業管理部長	2016年 6 月	当社常務取締役管理統括
2013年 6 月	当社取締役執行役員本社営業管理部長 兼南部支社管理部長	2019年 4 月	当社常務取締役総務担当（現職） 現在に至る
2014年 6 月	株式会社横浜魚市場運送代表取締役社長		

取締役候補者とした理由

総務部門で業務経験を積み、グループ会社での経営や経営管理の中心的役割を担い、当社の発展に貢献してまいりました。当社取締役としてその経験を活かし、職務を適切に遂行できる人材と判断したため、取締役候補者いたしました。

招集
通知

事業
報告

連結
計算書類

計算
書類

監査
報告

議決権の代理行使の
勧誘に関する参考書類

候補者
番 号

5

再 任

や ま だ の ぶ ひ と
山田 信人 (1960年8月19日生)

所有する当社の株式数…… 4,550株
在任年数…………… 5年
取締役会出席状況…………… 17/17回

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1986年 5 月	川崎丸魚株式会社入社	2015年 6 月	当社取締役執行役員川崎北部支社長
2011年 4 月	同社執行役員本支社総務部担当	2019年 4 月	当社取締役執行役員本社営業管理部長 (現職)
2013年 6 月	同社取締役本支社総務部担当		現在に至る
2015年 4 月	当社川崎北部支社顧問総務部長待遇		

取締役候補者とした理由

経理、債権債務管理部門での経験を豊富に有しており、取締役会や社内の各種会議等において、会計、財務等の見識を活かした意見、提言等を行ってまいりました。この経験と実績を経営に活かし、職務を適切に遂行できる人材と判断したため、取締役候補者いたしました。

候補者
番 号

6

新 任

しば は ら て つ
柴原 哲 (1962年9月17日生)

所有する当社の株式数…… 4,000株
在任年数…………… —
取締役会出席状況…………… —

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1987年 4 月	当社入社	2017年 4 月	当社執行役員川崎北部支社営業一部長 兼マーケティング部長
2011年 4 月	当社執行役員南部支社長	2018年 4 月	当社執行役員川崎北部支社営業二部長 兼マーケティング部長 (現職)
2015年 4 月	当社執行役員本社営業二部長		現在に至る

取締役候補者とした理由

営業二部にて業務経験を積み、旧南部支社長、北部支社営業一部、二部、マーケティング部の各部署にて要職を担い、幅広い分野で当社の発展に貢献してまいりました。当社取締役としてその多様な経験を活かし、職務を適切に遂行できる人材と判断したため、取締役候補者いたしました。

候補者
番 号

7

再 任

社 外

独 立

お お た よ し お
太田 嘉雄 (1952年8月21日生)

所有する当社の株式数…… 0株
在任年数…………… 5年
取締役会出席状況…………… 16/17回

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)			
1975年 4月	株式会社横浜銀行入行	2008年 6月	株式会社横浜銀行顧問
2003年 6月	同行取締役経営管理部長 (C P O最高人事責任者)	2012年 6月	株式会社産業貿易センター代表取締役社長
2004年 6月	同行代表取締役 (C R O最高リスク責任者)	2013年 9月	工藤建設株式会社社外取締役
	経営管理部長	2015年 6月	当社社外取締役 (現職)
2007年 4月	同行取締役	2015年 9月	工藤建設株式会社社外取締役退任
2007年 6月	株式会社浜銀総合研究所代表取締役社長	2017年 6月	株式会社朋栄取締役会長 (現職)
		2017年 9月	工藤建設株式会社社外取締役 (現職)
		2019年11月	横浜振興株式会社代表取締役社長 (現職)
			現在に至る

社外取締役候補者とした理由

金融機関及び複数の企業で代表取締役などの要職を歴任される中で培った経営全般にわたる優れた知識と経験から、社内取締役とは異なる観点から、経営に関する適切な助言を得られていると判断したため、社外取締役候補者いたしました。

候補者
番 号

8

再 任

社 外

独 立

ほ り し ょ う こ
堀 晶子 (1967年3月13日生)

所有する当社の株式数…… 0株
在任年数…………… 1年
取締役会出席状況…………… 13/13回

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)			
1993年 4月	弁護士登録		
2009年 8月	佐藤・堀法律事務所開設		
2019年 6月	当社社外取締役 (現職)		
	現在に至る		

社外取締役候補者とした理由

過去に会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として法令遵守の知見を有し、公正・中立の立場から、その豊富な経験と幅広い見識に基づいた意見、提言を、当社のコーポレートガバナンスの強化及び会社経営に活かしていただけると判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 柴原 哲氏は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 太田 嘉雄氏及び堀 晶子氏は、現在、当社の社外取締役であります。両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって太田 嘉雄氏が5年、堀 晶子氏が1年となります。
4. 太田 嘉雄氏は、社外取締役候補者であります。また当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
5. 堀 晶子氏は、社外取締役候補者であります。また当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
6. 当社は、太田 嘉雄氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、堀 晶子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

招集
ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

議決権の代理行使の
勧誘に関する参考書類

第3号議案

監査役 3 名選任の件

監査役 多紀 知彦、牛嶋 素一、栗山 治の各氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
改めて監査役 3 名の選任をお願いいたしたいと存じます。
なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位	
1	多紀 知彦	常勤監査役	再 任
2	牛嶋 素一	社外監査役	再 任 社 外 独 立
3	栗山 治	社外監査役	再 任 社 外

再 任 再任監査役候補者 新 任 新任監査役候補者 社 外 社外監査役候補者 独 立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者
番 号

1

再 任

た き とも ひ こ
多紀 知彦 (1961年6月21日生)

所有する当社の株式数…… 1,200株
在任年数…… 4年
取締役会出席状況…… 16/17回
監査役会出席状況…… 12/13回

略歴、当社における地位
(重要な兼職の状況)

1985年 4 月 株式会社極洋入社
2014年 8 月 同社大阪支社冷凍食品部長
2016年 3 月 同社参事
同社退職
2016年 4 月 当社入社、参与
2016年 6 月 当社常勤監査役 (現職)
現在に至る

監査役候補者とした理由
現在常勤監査役であります、長年にわたり水産業界で培った豊富な経験と幅広い見識を有しており、これらを当社の監査体制強化に今後も活かしていただけると判断し、監査役候補者といたしました。

候補者
番 号

2

再 任

社 外

独 立

う し じ ま そ い ち
牛嶋 素一 (1954年1月2日生)

所有する当社の株式数…… 0株
在任年数…… 4年
取締役会出席状況…… 17/17回
監査役会出席状況…… 13/13回

略歴、当社における地位
(重要な兼職の状況)

1976年 4 月 株式会社横浜銀行入行
1999年10月 同行新橋支店長
2002年 4 月 同行執行役員横須賀支店長
2004年 6 月 同行常務執行役員東京支店長兼東京・県外ブロック営業本部長
2005年 6 月 同行常務執行役員川崎支店長兼川崎・横浜北ブロック営業本部長
2007年 3 月 同行退任
2007年 4 月 株式会社アルプス技研常勤顧問
2008年 3 月 同社代表取締役副社長
2008年10月 同社代表取締役社長
2015年 3 月 同社取締役相談役
2016年 3 月 同社特別顧問
2016年 6 月 当社社外監査役 (現職)
2016年 6 月 株式会社ジャストオートリーシング非常勤監査役
2016年10月 株式会社アルプス技研顧問 (現職)
現在に至る

社外監査役候補者とした理由
金融機関における長年の経験と、株式会社アルプス技研代表取締役社長など、要職を歴任される中で培った経営全般にわたる知識を当社の会社経営の監視に活かしていただいておりますが、今後もその幅広い見識を社外監査役としての職務に活かしていただけると判断し、社外監査役候補者といたしました。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

議決権の代理行使の
勧誘に関する参考書類

候補者
番 号

3

再 任

社 外

も み や ま
栗山

お さ ん
治

(1959年1月28日生)

所有する当社の株式数…… 0株

在任年数…………… 8年

取締役会出席状況………… 14/17回

監査役会出席状況………… 11/13回

略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)			
1981年 4 月	大洋漁業株式会社入社（現マルハニチロ株式会社）	2014年 6 月	同社取締役海外ユニット長兼海外戦略部長
2004年 4 月	マルハニチロ株式会社水産第二部長	2016年 4 月	同社取締役執行役員水産商事、荷受
2008年 4 月	株式会社マルハニチロ水産水産第三部長		海外各ユニット長兼海外戦略部長
2008年 6 月	当社監査役	2016年 6 月	同社執行役員水産商事、荷受、海外各ユニット長
2009年 4 月	株式会社マルハニチロ水産執行役員水産第三部長		兼海外戦略部長
2010年 4 月	同社執行役員水産第二部長	2018年 4 月	同社常務執行役員水産商事、荷受、
2012年 4 月	同社取締役企画開発部長兼水産第二部長		海外各ユニット長
2013年 4 月	同社取締役水産加工品部長	2018年 6 月	同社取締役常務執行役員
2014年 4 月	マルハニチロ株式会社執行役員海外ユニット長	2018年 6 月	当社社外監査役（現職）
	兼海外戦略部長	2020年 4 月	マルハニチロ株式会社取締役専務執行役員（現職）
			現在に至る

社外監査役候補者とした理由

これまで培ってきた水産業界でのビジネス経験や、幅広い見識を当社の経営全般の監視に活かしていただい
ており、今後もその知識と経験を当社の監査体制の強化に活かしていただけると判断し、社外監査役候補者
といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 牛嶋 素一氏及び栗山 治氏は社外監査役候補者であります。また、牛嶋 素一氏は東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしてお
り、独立役員として届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
3. 栗山 治氏の在任年数は、過去に当社の監査役として在任した期間と合わせた年数を記載しております。

第4号議案

補欠監査役 1 名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠く事になる場合に備え、補欠監査役 1 名の選任をお願いしたいと存じます。
なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	湯沢 誠 (1950年8月24日生)		所有する当社の株式数……	0株
1	略歴 (重要な兼職の状況)		在任年数……………	一年
社 外	1978年 4 月	弁護士登録 横浜総合法律事務所開設 現在に至る	補欠の社外監査役候補者とした理由	
過去に会社経営に関与した経験はありませんが、主に弁護士として培われた豊富な経験と幅広い見識を当社の経営全般の監視に活かしていただけると判断し、補欠の社外監査役候補者いたしました。また、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。				

- (注) 1. 補欠監査役候補者湯沢 誠氏は、当社との間に弁護士としての顧問契約を締結しております。
2. 湯沢 誠氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

以上

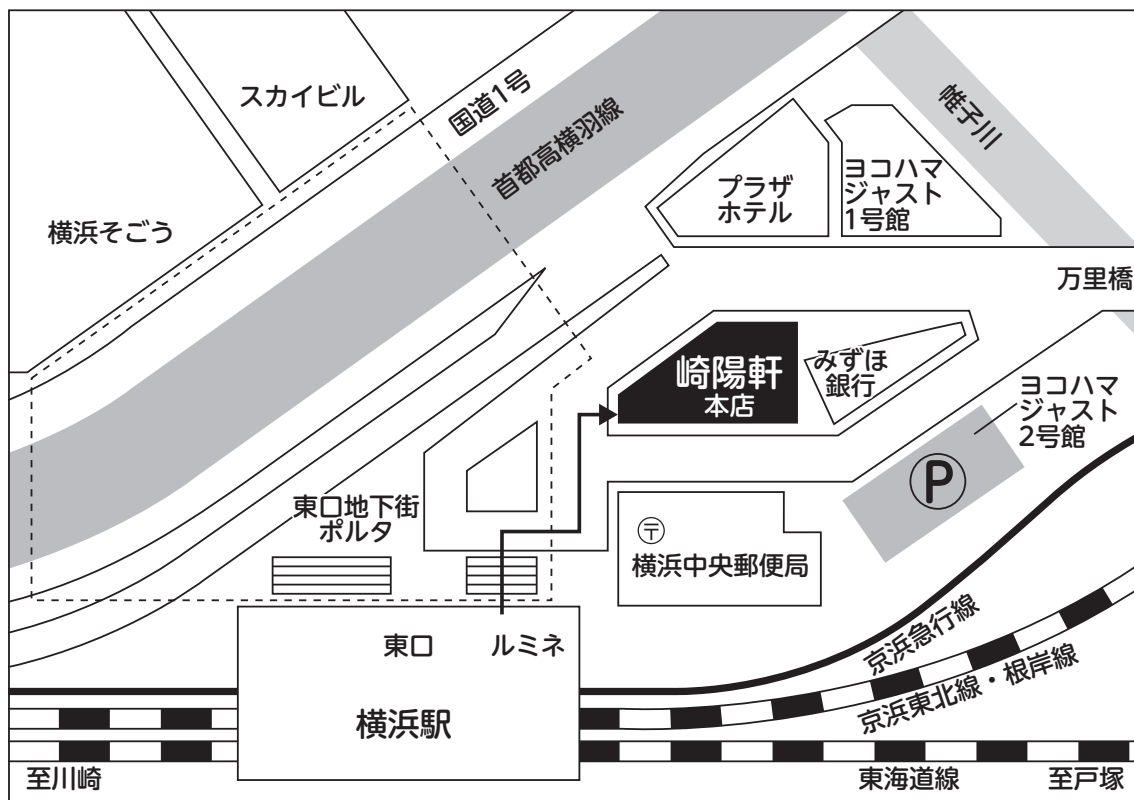
定時株主総会会場ご案内図

会場

神奈川県横浜市西区高島2丁目13番12号
崎陽軒本店5階

交通

J R・京浜急行電鉄・相模鉄道・東京急行電鉄・横浜高速鉄道・横浜市営地下鉄
横浜駅東口より徒歩1分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。